



- 3 平成28年8月29日 請求人が来所し、葬祭扶助申請（以下「本件申請」という。）を行い、本件申請書を提出した。
- 4 平成28年9月13日付けで、処分庁は、請求人に対し、本件申請を却下（以下「本件決定」という。）し、通知した。
- 5 平成28年12月7日、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

##### ア 審査請求の趣旨

処分庁が請求人に対し、平成28年9月13日付けで行った本件決定を取り消すとの裁決を求める。

##### イ 審査請求の理由

##### (ア) 事案の概要

請求人は、平成27年10月頃から生活保護を受給している72歳の男性である。受給当時、現住所地にて、妻と二人で居住していたが、妻は、平成27年12月頃、乳がんのため、A病院に入院し、平成28年8月5日に死去した。請求人は、喪主として、同月7日、葬儀を執り行った。

請求人は、同月26日、処分庁に対し、上記葬儀に係る葬祭料扶助の申請をしたが、同年9月13日付けで却下されたため、本件決定に対し、審査請求を申し立てた次第である。

##### (イ) 審査請求に至る経緯

- a 請求人は、妻が入院した平成27年12月中旬頃、同人が死亡した場合の葬儀のことが気になり、担当ケースワーカーに対し、葬儀費用について、相談し

た。

すると、担当ケースワーカーは、請求人に対し、葬儀をあげることなく、病院から直接遺体を火葬場へ運び火葬した場合に限り、その火葬費用は生活保護費から出る旨の誤った説明をした。

請求人は、生活保護受給者であるがゆえに葬儀が一切行えないとする上記説明はおかしいと考え、葬祭扶助費として、約20万円は出るのではないかと尋ねたところ、担当ケースワーカーは「うん、うん」と答え、その誤りを認めた。

請求人は、続けて、葬祭扶助費から支給されるべき約20万円は生活保護費から出してもらうが、それを超えた分は自分で出すと言ったところ、担当ケースワーカーは、うんうんと言って、葬祭扶助の基準額を超えた葬儀を行った場合でも、葬祭扶助費は、上限額まで支給される旨教示した。そのため、請求人は、後日支給される葬祭扶助を支払いに当てる前提で、妻の葬儀をあげることとした。

b 請求人は、平成28年8月5日、妻が亡くなったため、葬儀を行うべく、葬儀を行うB社に連絡するなどして、市営葬儀許可などを取得した。その総額は、次のとおり、合計334,820円である（なお、本件決定通知書では、葬祭費用合計額は313,820円となっているが、②死後処理料が含まれていないことによる。）。

① 死亡診断書	5,400円
② 死後処理料	21,000円
③ 市営葬儀使用料	37,500円
④ 遺影写真	12,960円
⑤ ドライアイス	10,800円
⑥ 告別式場使用料	8,600円
⑦ 遺影写真カラー加工費	8,640円
⑧ 寝台車（病院～斎場）	15,120円
⑨ 通夜セレモニースタッフ	16,200円
⑩ 葬儀セレモニースタッフ	16,200円
⑪ 納棺布団一式	10,800円
⑫ 生花B（親族一同）	21,600円
⑬ 宗教者への謝礼	150,000円

c 請求人は、平成28年8月5日、妻が亡くなったことを、担当ケースワーカーに伝え、基準の範囲内での葬祭扶助費の支給を求めたところ、担当ケースワーカーからは、葬儀の手続きは自分（請求人）ですよう言われた。

そこで、請求人は、担当ケースワーカーの指示に従い、自ら市営葬儀の使用許可を申請し、B社に葬儀の手配を依頼した。

- d 請求人は、葬祭扶助の支給を受けるためには書面による申請が必要とは知らず、担当ケースワーカーからも書面による申請が必要であるとの説明を受けなかったことから、既に口頭で葬祭扶助費の支給の申請をしていたものと思っていた。しかし、処分庁から、申請書を記載して提出するよう求められたことから、請求人は、その求めに応じて、平成28年8月26日、本件申請書を作成して、これを処分庁に提出した。

しかし、平成28年9月13日付けで本件申請は却下された。

(ウ) 本件決定の違法性

a はじめに

本件決定は違法である。本件決定は、その理由として、葬祭費用合計額が葬祭扶助基準206,000円を超えており、最低限度の葬祭を行っていないことを挙げている。すなわち、「生活保護の葬祭扶助の適正な給付等について」(平成26年3月31日付け社援保発0331第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「保護課長通知」という。)では、葬祭扶助はあくまで最低限度の葬祭を行った場合に適用されるものであり、高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取り扱いは認められないことを挙げている。

しかし、①生活保護受給者は、健康で文化的な最低限度の生活を営む「権利」を有しており(憲法第25条第1項)、厚生労働大臣告示「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「告示」という。)で定められた基準内での支給を受ける権利を有しており、本件決定は当該権利の侵害であって憲法第25条第1項及び法第3条及び第18条第1項に違反するものである。

そもそも、②請求人の葬祭費用は、葬祭扶助基準の範囲内である。処分庁は、葬祭費用に含めるべきでない費用を葬祭費用に含め、かつ、葬祭扶助基準額の加算を怠っており、本件決定は違法なものである。

そこで、以下、詳述する。

b 葬祭扶助基準の範囲内で支給を受ける権利があること

- (a) 生活保護受給者は、健康で文化的な最低限度の生活を営む「権利」を有している(憲法第25条第1項)。これを受けて、法第11条第8号は、葬

祭扶助の支給を認めている。

その具体的な金額は、告示により、級地ごとに具体的な金額が定められている（処分庁管内については206,000円。なお、加算があるが、この点については後述する。）。

したがって、生活保護受給者が、葬儀を執り行った場合、上記のとおり、206,000円の範囲内で、葬祭扶助の支給を受ける権利を有していることは明白である。支給にあたって申請が必要とされている理由は、葬儀の有無などを福祉事務所長の確認が必要とされているに過ぎないのであって、生活保護受給者が葬儀を行ったにもかかわらず、その葬儀費用に対応する葬祭扶助費を一切支給しないことは、健康で文化的な最低限度の生活費として、206,000円の葬祭扶助費を支給することを定めた、憲法第25条第1項及び法第3条及び第18条第1項に違反するものである。

- (b) 保護課長通知は、会計検査院から「葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して、葬祭扶助を行っている」ことが誤りであるとの指摘を受けたとして、「葬祭扶助費は、その他の扶助費と同様に、支給に当たって、保護の補足性の原理、基準及び程度の原則を踏まえて対応する必要がある。そのため、葬祭扶助費の支給に当たっては、以下の事項に十分留意のうえ、適正な支給を行うこと。」とし、次のとおり通知している。

すなわち、「ア 葬祭扶助費は、…死亡した被保護者の遺留金品を充当してもなお不足する費用について、支給するものであること。」と定め、続けて、「なお、葬祭扶助はあくまで最低限度の葬祭を行った場合に適用されるものであることから、高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取り扱いは認められないので留意すること。」としている。

つまり、この通知は、単独世帯についてはまず遺留金品を充当すること、「高額な葬祭費用」については、葬祭扶助費は支給されないことを定めている。ここでいう「高額な葬祭費用」とは、一般的な水準を大きく超えることを意味するのであって、最低限度をわずかに超えることは、「高額」とはいえない。

したがって、上記通知は、葬祭扶助基準をわずかでも上回った場合に、葬祭扶助費を一切支給しないことを定めたものではない。一般的な水準を大きく超える葬祭費用の場合に、葬祭扶助費を支給しないことを定めたものに過ぎない。

万一、最低限度の葬祭費用を超える葬祭はすべて「高額な葬祭」であり、葬祭扶助費は一切支給しないことを定めたものと解釈する場合、「高額」という一般的な意味に反することになり、何より、葬儀を行っても葬祭扶助

費を支給しない結果となり、最低限度の葬祭扶助費の支給を定めた憲法第25条第1項及び法第3条及び第18条第1項に違反することになるからである。

- (c) よって、上記通知を根拠に、葬祭扶助費の支給限度額を超えたものであって葬祭扶助費を支給しないとした本件決定は憲法第25条第1項及び法第3条及び第18条1項に反し、違憲違法である。

c 葬祭扶助基準の上限額を超えていないこと

(a) 葬祭扶助費の上限額

葬祭扶助費の上限額は、告示別表8葬祭扶助基準及び「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の9の(1)から(4)で定められている。これによれば、本件の場合、その上限額は、206,000円ではない。葬祭扶助基準には、火葬に要する費用について加算が認められており(告示別表8の第2項)、死体の運搬についても加算が認められている(告示別表8の第3項)。処分庁は、本件決定の理由において、「葬祭費用合計額が葬祭扶助基準206,000円を超えており、最低限度の葬祭を行っておりません。」として、この加算を怠った。

この加算を行えば、①火葬に要する費用が基準額を超える場合であって、火葬に要する費用が600円を超える場合600円を超える額を加算し、②葬祭に要する費用が基準額を超える場合であって、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が13,710円を超えるときは、20,300円から13,710円を控除した金額である6,590円の範囲内において、葬祭扶助の基準額を超える額を基準額に加算する。

本件では、①火葬に要する費用は5,700円であったことから、600円を控除した5,100円及び②6,590円を加算することになり、結果、葬祭扶助費の基準額(上限額)は、217,690円となる。

(b) 葬祭費用に含めるべきでない費用を含めていること

葬祭扶助費の基準額を超えたか否かの判断にあたっては、葬祭扶助費の支給対象となる費目、具体的には、検案、死体の遺棄、火葬又は埋葬並びに納骨その他埋葬のために必要なもの(法第18条第1項)の合計金額で判断すべきことは当然である。葬祭扶助費を支給するか否かの問題あることから、葬祭扶助費の支給費目の合計額が葬祭扶助基準を超えるかが問題

となる。

ところが、本件決定では、処分庁は、葬祭費用の合計額を313,820円としている。しかしその内訳をみると、「僧侶150,000円」(宗教者への謝礼)が含まれており、検案、死体の遺棄、火葬又は埋葬並びに納骨その他埋葬のために必要なもの(法第18条第1項)に該当しないものを含めて計算している。これを除外して計算すると、葬儀に要した費用は、184,820円であり、葬祭扶助費の基準である217,690円の範囲内である。

(c) まとめ

以上のとおり、葬祭扶助費の支給限度額を超えているか否かの判断にあたり、処分庁は、葬祭扶助費の対象外となる費目を誤って加えて計算している。しかし、葬祭扶助費の対象となる費目のみで計算すると、請求人の葬儀に要した費用は、葬祭扶助費の支給限度額の範囲内であって、その上限を超えたものではない。したがって、葬祭扶助費の上限額を超えたことを理由として本件申請を却下した本件決定には事実誤認があり、取り消されるべきである。

ウ 結論

よって、本件決定は請求人の生存権を侵害するものであって、憲法第25条第1項及び法第3条及び第18条第1項に違反するものであり、かつ、事実誤認に基づく処分であって、取り消したうえで、本件申請を認めるべきである。

- (2) 審理員が、平成29年4月28日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 葬儀費用の認定に事実誤認があること

- (ア) 担当ケースワーカーは、請求人に対し、葬祭扶助費の基準額を超える葬儀費用を支出した場合でも、基準額相当額の葬祭扶助費は支給される旨を説明したこと。

平成27年12月、請求人は、妻の死亡に伴う葬儀費用を心配し、担当ケースワーカーに対し、相談をしていた。そして、葬儀費用として基準額である約20万円が出るのではないかと請求人が質問すると、担当ケースワーカーは、「うん」と言って、これを肯定した。

担当ケースワーカーが、基準額を超えた場合、葬祭扶助費は一切支給されない

と請求人に説明したことはない。むしろ、請求人は、担当ケースワーカーに対し、基準額である約20万円を超えるので、その分は支払う旨を担当ケースワーカーに説明したところ、担当ケースワーカーは、これに特段反対せず、「うん」と言って、基準額である約20万円を超える場合でも、基準額である約20万円は支給される旨を請求人に対し、説明していた。

したがって、請求人に対し、基準額を超える場合には葬祭扶助費が支給されないと説明していた事実はなく、この点において、事実誤認がある。

(イ) 読経料は請求人以外の者が支出しており、請求人は申請すらしていないこと

a 処分行は、読経料を請求人が支出したとして、葬儀費用に含め、基準額を超過した旨主張している。しかし、読経料は、妻の姉が支出したものであり、処分行の事実認定に誤認がある。そもそも、請求人は、読経料については申請すらしていない。

b すなわち、請求人は、葬祭扶助費の基準額が約20万円程度であることから、当初、読経料の支払いを断念していた。しかし、妻の姉が、読経料として15万円を出してくれることとなった。

そして、請求人は、読経料として、15万円を妻の姉から受け取り、これを読経料として支払った。

その後、請求人は、平成28年8月29日、処分行に対し、本件申請書を提出し、葬祭扶助費の支給を申請した。同申請書には、「葬祭のために必要な金額」欄を始め、葬儀費用は一切記載されていなかった。上記請求人の言動を前提とすれば、読経料は、妻の姉が支払い、その余の分の葬儀費用について、葬祭扶助費の申請をしたものであって、読経料に関し、請求人は葬祭扶助費の支給申請をしていない。

c なお、請求人が妻の姉から受け取った上記15万円は、法的には借入ではない。妻の姉から読経料を預かり、妻の姉の代わりに読経料を支払ったものであって、お金を預かり、妻の姉に代わって支払いをしたに過ぎない。

すなわち、「金銭を借りる」とは、返還することを約して金銭を受ける金銭消費貸借契約(民法第587条)である。ところが、請求人は、妻の姉から、返済を求められることなく、15万円を受け取った。金銭授受の当時から、金銭返還の約束がないため、金銭消費貸借契約ではないことは法律上明らかである。

つまり、請求人は、妻の姉から読経料を預かり、いわばその代理として読



経料を支払ったものである。法的には、妻の姉が読経料を支払ったと見るべきである。実際、請求人は、読経料について、葬祭扶助費の申請をしていない。

ところが、処分庁は、ケース診断会議等では、請求人が借り入れたものと判断し、葬儀費用すべてを請求人が支払い、その金額が基準額を超えたとして判断し、同料についても葬祭扶助費の申請があったと判断したものであって、事実誤認がある。

イ 請求人が行った葬儀費用は、葬祭扶助費の基準額を超過していないこと

(ア) 葬祭扶助費の支給対象及びその上限金額

- a 法第11条は、「保護の種類は、次のとおりとする。」と定め、同条第8号において「葬祭扶助」を置いている。

そして、法第18条第1項は、「葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる」と規定し、葬祭扶助費の支給事項を法律上限定している。

法定された事項は、次のとおりである。すなわち、「一 検案、二 死体の運搬、三 火葬又は埋葬、四 納骨その他葬祭のために必要なもの」の4つである。これに該当しない項目は、葬祭扶助の対象外である。

- b 告示別表8は、葬祭扶助費の上限額を定めている。告示は、法が定める葬祭扶助費の上限額を定めている。

告示は、葬祭扶助費が支給されることを前提に、その金額の上限を定めたものである。葬祭扶助費の支給対象外については告示が定めるものではない。

(イ) 葬祭扶助費の支給対象の合計額は184,820円であり、基準額を超過していないこと

- a 以上の規定を前提とすると、葬祭扶助費の申請を受けた処分庁は、次のとおり、検討すべきことになる。

①当該申請者が、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」か、②法第18条第1項各号に該当するか、③同項各号の費目の合計額が基準額を超過しないか。

- b 本件では、生活保護受給者である請求人からの審査であることから、上記

①を満たすことは明らかである。

次に、請求人は、葬儀費用の費目を明らかにしていないことから、処分庁が調査の上で、請求人が支出した葬儀費用として、313,820円を認定している。

しかし、このうち、読経料15万円は請求人が支出したものではない。そもそも、読経料そのものが、法第18条第1項各号に該当しない。したがって、いずれにせよ、読経料15万円は除外すべきこととなる。

他方、死後処理料21,000円は「死体の運搬」ないし「納骨その他葬祭のために必要なもの」であって、これは葬儀費用に含めて計算すべきことになる。

- c 以上のとおり、請求人が支出した葬儀費用のうち、葬祭扶助費の支給対象となる項目の合計額は、184,820円であり、処分庁の葬祭扶助費の基準額の範囲内である。

#### ウ まとめ

(ア) 本件で、請求人は、処分庁に対し、金額を記載することなく、葬祭扶助費の申請を行った。すると、処分庁は、葬祭扶助費の支給対象ではない項目でなく、かつ請求人が支出したわけでもなく、葬祭扶助費として申請すらしていないにもかかわらず、宗教者への謝礼金15万円を含めて葬祭扶助費支給申請があったものとして扱った。

他方で、支給対象に含まれるべき死後処理料21,000円を含めずに計算した。その合計金額が上限額206,000円を超えたとして、申請を却下した。

(イ) しかし、読経料は、法第18条第1項各号のいずれにも該当せず、葬祭扶助費の支給対象外である。したがって、告示が定める基準額を超えるか否かを判断するにあたっては、計算に入れるべき事項ではない。これを控除して計算すれば、死後処理料を加算して計算しても、葬儀費用は184,820円であり、厚生労働大臣が定める葬祭扶助費の上限額211,100円を超えない。

(ウ) よって、葬祭扶助費の上限を超えるとして、本件申請を却下した本件決定は、告示の解釈を誤り、法第18条第1項に基づき支給すべき葬祭扶助費の支給を認めなかった違法がある。

エ 処分庁の誤った教示を信頼して行動した請求人について、行政事件訴訟法第14条

第3項及び同法第15条の趣旨に鑑み、葬祭扶助費の申請を認めるべきであること

(ア) はじめに

請求人の主張は上記で述べたとおりであるが、仮に、請求人の葬祭扶助の申請が基準額を超えているとの処分庁の主張を前提としても、請求人は、処分庁の誤った教示を信頼したのであるから、次に述べるとおり、その葬祭扶助費の申請を認めるべきである。

(イ) 担当ケースワーカーの教示内容

請求人は、処分庁の担当ケースワーカーから、平成27年12月頃、「葬儀をあげることなく、病院から直接遺体を火葬場へ運び火葬した場合に限り、その火葬費用は生活保護費から出る」との説明を受けた。請求人がその説明は誤りであることを指摘し、葬祭扶助費として約20万円が支給されるのではないかと質問したところ、担当ケースワーカーはこれを肯定し、支給される旨述べた。

(ウ) ケース記録票は信用できないこと

a 処分庁は、請求人に対し、基準額を超える葬儀費用では葬祭扶助費の支給はないと何度も説明し、請求人もそれを了承していた旨主張し、ケース記録票を証拠として提出するが、ケース記録票は信用することができない。

b すなわち、ケース記録票には、206,000円を「超える高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取扱は認められないこと」等を担当ケースワーカーが請求人に説明し、請求人がこれを理解した旨がいくつか記載されている。

しかし、提出されたケース記録票は、パソコンで後日に印字されたものに過ぎず、その作成年月日や作成者が明らかではない。

c また、このケース記録票によれば、担当ケースワーカーは、請求人に対し、206,000円が基準額である旨説明しているが、処分庁の基準額も認める通り、処分庁管内での基準額は206,000円ではない。ケース記録票は、担当ケースワーカー以外に、課長、課長代理、係長及び指導員の押印があり、その内容を確認している。ところが、誰一人、基準額206,000円が誤りであると指摘した形跡がない。葬祭扶助費の申請は珍しいものではなく、ごく一般的に行われているものであり、課長をはじめとする処分庁の関係者全員が、206,000円と誤解していることはあり得ない。このように、ケース記録

票は、極めて不自然な内容であって、直ちにこれを信用することができない。

(エ) 請求人は誤った教示内容を信頼したこと

- a 葬祭扶助費の支給基準額は通達等で細かく定められており、個々の受給者が、その基準額を詳しく知っていることを期待することはできない。そのため、処分庁は、受給者である請求人から、葬祭扶助費に関する相談を受けた際には、真摯に対応すべきである。
- b 特に、葬祭扶助費については、①申請者は身内を亡くしたばかりで冷静さを欠いていることが少なくないこと、②葬儀は必ず行わなければならない、その費用が一定程度かかること、③最低限度の生活費しか支給されていない生活保護受給者が、生活扶助費から葬儀費用を支弁することは著しく困難であることを処分庁は当然把握していること等の事情に鑑みれば、身内が死亡する前に行われた相談に対しては、正確な情報を提供するとともに、実際に葬儀が行われる場合には、葬祭扶助費の上限額を明示し、葬祭扶助費の支給申請が必要であることを教示すべきであった。
- c 本件では、請求人は、正しい教示がなされず、逆に誤った教示がなされた結果、相当額の葬儀費用をかけて葬儀を行い、葬祭扶助費の上限を超えたため、申請を却下されるに至った。

行政事件訴訟法第14条第3項や同法第15条は、誤った教示がなされて不服申し立ての機会を奪われることがないように、救済規定を設けている。同条の趣旨に鑑みれば、本件でも、誤った教示がなされて葬祭扶助の基準額を超えた請求人を救済すべく、上限額の範囲内で葬祭扶助費を支給すべきである。

オ 処分庁の主張に対する反論

(ア) 葬祭費用は葬祭に係る全ての費用ではなく、法第18条第1項各号が列挙する事由に限定されていること

- a 処分庁は、請求人の葬儀費用は313,820円であるとし、「葬祭費用とは、葬祭に係る全ての費用と考えるのが自然であり、当該費用を葬祭費用から除外する主張を採用することはできないし、このような主張は法第4条が定める保護の補足性の原理を大きく逸脱する解釈である」と主張するが誤りである。

本件での問題は、法が定める葬祭扶助費を支給すべきか否かという法律問題で

ある。したがって、その判断は、法律に従って判断すべきである。

そして、既に述べたとおり、法第18条第1項は、葬祭扶助費を支給すべき事項を限定している。告示が定めた内容は、法第18条第1項で限定された事項の合計金額の上限である。したがって、葬祭扶助費の上限を超えたか否かを判断するにあたって、処分庁のように、葬祭扶助費の支給対象外となる事項の金額を算入することは、法はもちろん、告示にも反するものである。

- b 例え、葬祭扶助費の申請として、喪服10万円、死体の運搬費用10万円の合計20万円の申請があった場合、行政庁としては、申請金額が告示の定める金額211,100円を超えていないので、20万円を支給するとの判断にはならない。喪服10万円については、葬祭扶助費の対象外であることから、これを除外し、死体の運搬費用10万円分につき、葬祭扶助費を支給することになる。

また、葬祭扶助費の申請として、喪服10万円、死体の運搬費用10万円、火葬費用10万円で申請があった場合を考えると、行政庁としては、申請金額が告示の定める金額211,100円を超えるので、その全額を支給しないという判断にはならない。喪服10万円は、葬祭扶助費の対象外だからである。

葬祭扶助費の支給対象である死体の運搬費用及び火葬費用の合計20万円分につき、葬祭扶助費を支給することになる。

このように、法第18条第1項列挙事由の合計額が基準額を超えるか否かを問題とすべきである。

- c 処分庁は、「葬祭費用とは、葬祭に係る全ての費用と考えるのが自然である」と主張するが、この主張は、葬祭扶助費の支給対象事項を限定した法第18条第1項の規定を看過しており、誤りである。

(イ) 補足性の原理に反するものではないこと

処分庁は、請求人の主張に対し、「法第4条が定める保護の補足性の原理を大きく逸脱する解釈」と主張するが、その意味するところは判然としない。

すなわち、法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定し、いわゆる補足性の原理を定めている。自らの力で最低限度の生活を維持できない場合に生活保護が行われることを示したものである。

他方、請求人の主張は、葬祭扶助費の申請に対し、その申請が告示が定める葬祭扶助費の上限額を超えるか否かを判断するにあたっては、葬祭扶助費の支給対象外となる事項を算入して計算してはならないという主張であり、補足性の原理と反す

る内容は含まれていない。

したがって、請求人の主張がいかなる意味において、補足性の原理を大きく逸脱するか、その論理関係が不明である。

(ウ) 高額な葬儀ではないこと

法が定める葬祭扶助の基準は、最低限度のものであり、それをわずかに超えることは、文理解釈上、「高額な葬祭費用」ということはできない。実際、葬儀を行ったB社によれば、請求人の葬儀は、「他の葬儀と同様、特に華美でも質素でもなかった」。したがって、請求人の葬儀が高額な葬祭費用をかけたということとはできない。

(エ) 問題となった事例が見逃されていること

a 処分庁自体が基準額を誤解していたこと

処分庁は、これまで、葬祭扶助費に関し、問題になった事例はない旨主張する。しかし、処分庁は、本件において、基準額が206,000円であったとして処分を下している。葬祭扶助費の基準額は、これを超えた場合には一切支給されないことになるため、申請者・処分庁のいずれにとっても、重要な基準である。

ところが、処分庁も認めるとおり基準額206,000円は誤りであった。つまり、処分庁は、例えば、210,000円の葬祭扶助費の支給を却下する等して、誤って判断をしてきたことを示唆している。

b 証拠を開示すべきこと

問題となった事例がないことは、問題がなかったことを意味しない。違法であったものの、申請者が問題とせずに表面化しなかった事例や違法であることに気づかず、申請自体をしなかった事例など、誤りが看過された場合があるからである。

したがって、処分庁が、これまでの運用に問題がなかったこととして、これまでに問題はなかったとの主張を維持する場合には、問題になった事例がないことを裏付ける証拠とともに、次の事例がないこと並びに事実を明らかにされたい。

- ・市の葬祭扶助費の上限額が211,100円ではなく、206,000円と教示ないし決定した事例
- ・処分庁管内での、少なくとも過去5年間の生活保護受給世帯で死者が出た件数
- ・処分庁管内での、葬祭扶助費の申請件数及び却下件数

反論書と併せて請求人が提出した聴取報告書には、下記の記載がある。

## 第1 妻の介護時における市の説明

- 1 請求人は、平成27年10月22日から生活保護を受けています。妻が乳がん入院したことから、医療費がかさみ、生活ができなくなったからです。妻は当初は別の病院に入院していましたが、その後また別の病院、そして、A病院へと転院していきました。
- 2 平成27年12月中旬ころ、請求人は、妻に万が一のことがあった場合のことを考え、葬儀費用が心配になりました。そこで、担当ケースワーカーに対し、葬儀費用として生活保護費から支給される限度額である206,000円を超過した場合、請求人が超過分を負担することに問題がないか質問したところ、担当ケースワーカーは、「うんうん」と頷いて、それ以上何も言いませんでした。ですので、請求人は、206,000円を超えても、超過分だけを自分が支払えばいいのだと思いました。
- 3 その後、妻の体調が悪化していったため、請求人は、足しげく病院に通っては、妻の介護をしていました。手術や介護保険の申請等、様々な手続きが次々と必要になり、市役所に通わないといけない日々が続いて、頭がおかしくなりそうでした。そして、治療のかいなく、平成28年8月5日午前10時10分、妻は亡くなりました。

## 第2 葬祭扶助費の申請

- 1 請求人は、平成28年8月5日、妻の葬儀代を支給してもらうため、処分庁に電話し、葬祭扶助費の支給申請をしたい旨言いました。すると、妻の死を聞いた担当ケースワーカーは、お悔やみの言葉を何ら述べることなく、「病院から火葬場に直接行って埋葬すれば生活保護費が出るが、それ以外は出ない」と言いました。加えて、「お坊さん呼んだらダメだ」とも言いました。  
しかし、請求人は、以前の説明を覚えていたので、担当ケースワーカーの説明はおかしいと思い、206,000円を超過した場合は請求人が自費で負担することにしたなら、上限額が出るんちゃうかと質問したところ、担当ケースワーカーは、「うんうん」と言って、葬祭扶助費が支給されると言いました。ですので、請求人は、206,000円を超える分をどう捻出するか考えることにしました。
- 2 請求人は、妻の姉と、葬儀費用に関する話をしている中で、ケースワーカーから、

お坊さんと呼んではいけないと言われたことを妻の姉に説明しました。すると、妻の姉は、お経もあげないとは本当に可哀想だと言って泣き出しました。

確かに、改めて考えると、あまりに酷いことだと思い、請求人は、電話して、ケースワーカーに対し、「(お坊さんと呼んだらダメとか) 死者に対する冒瀆や、可哀想や。あんたでは話にならない。上の人に代わって」と言いましたが、ケースワーカーは、上の人を呼ぶことはしませんでした。請求人は、腹立たしくなって、「もういい」と言って、電話を切りました。

このように、請求人は葬儀代を生活保護費から出してもらおうべく、ケースワーカーに申請しましたが、ケースワーカーは、葬儀をしたり、お坊さんと呼ぶ場合には葬儀代は出せないと言って、請求人の申請を拒絶したのです。死んでもお経もあげさせないとは、請求人は、役所は、生活保護受給者を人間扱いしてくれない所だと思いました。

- 3 その後、妻の姉が15万円を出してくれると言ったので、葬儀代の目途がつかまりました。請求人は、お坊さんと呼んで、妻の葬儀をあげることにしました。ケースワーカーから、葬儀手続きは自分でするよう言われていたので、市役所の担当部署へ行き、火葬場の使用許可書の申請手続を行いました。請求人は、生活保護を受けて最低限度の生活費しか受け取っていないにも関わらず、火葬場の使用にお金がかかることに疑問を持ちましたが、役所は受給者を人間扱いしていないところなので、仕方ないと思っていました。帰宅した請求人は、B社に連絡して、葬儀の手配をお願いしました。高額な費用を出すことはできないので、最低の費用で葬儀を行うよう願いました。
- 4 平成28年8月7日、葬儀が終わったので、請求人はB社等に代金を支払いました。不足分は、生活保護費から葬儀費用を出してもらった上で、返済するつもりでした。市が葬儀費用を1円も出してくれないとは思ってもみませんでした。

### 第3 行政側の対応

#### 1 大阪府の対応

平成28年8月22日、請求人の相談にのってくれているCさんが、大阪府の社会援護課に対し、市の葬祭扶助費の取扱いについて問い合わせをしてくれました。これに対し、大阪府は、「なぜこのようなことになったのか判断に苦慮する。市に問い合わせる。」と回答したので、請求人は市が葬儀費用を出してくれるものと思っていました。



## 2 市の対応 (D指導員)

平成28年8月25日、請求人の相談にのってくれているCさんと市議員と一緒に、処分庁に行って、今回の件について、話し合いをしました。対応したのは、担当ケースワーカーではなく、D指導員という人でした。

Cさんらが、病院から火葬場へ直接埋葬すれば葬祭扶助が支給されるが、それ以外はないとの説明があったがその根拠はなにかと質問したところ、D指導員は、なんでも出ると思われるといけないと思い、ケースワーカーが話したと思し、そう指導していると言いました。

常日頃、受給者に対し、どんなことでも相談してくださいねと言っているのに、内部ではそのような指導をしていたのかと思うと、請求人は非常に腹立たしく思いました。

また、D指導員は、請求人からの申請がなかったのに、葬祭扶助費を支給していないとも説明しましたが、請求人は、妻が亡くなった平成28年8月5日、ケースワーカーに対し、葬儀費用を出して欲しいと言っています。これに対し、担当ケースワーカーは、病院から直接火葬場に行かないと葬儀費用は出ない、お坊さんと呼ばれる葬儀費用はでないと言って、請求人の申請を受け付けなかったのです。

それなのに、請求人からの申請がなかったのに、葬祭扶助費を支給しなかったというのは、無茶苦茶な話だと思いました。申請書の提出が必要なら、最初からそう説明してもらわないと、請求人にはわかりません。結局、この日は申請書を受け取り、後日、申請書を提出することになりました。

## 3 市の対応 (担当ケースワーカー)

平成28年8月26日、請求人は、D指導員からもらった葬祭扶助費の支給申請書を持って、処分庁の窓口に行きました。申請書を提出すると、担当ケースワーカーは、「申請したから(葬儀費用が)出るとは限らない」等と言ってきました。請求人は、同月5日、葬祭扶助の申請をしたときに、担当ケースワーカーから、葬儀費用は出ないと言われ、申請書が必要であることすら説明を受けませんでした。そして、同月25日に申請書の提出が必要と初めて聞いて、申請書を持っていても、まるで葬儀費用は出ないかのような口ぶりで行われたのです。

請求人は、こうした担当ケースワーカーの言動に腹が立ち、「どうして、そんな事をいうのか」「(葬儀費用を)ださなかったら誰が得するのか、あんたが得するのか」と言って抗議しました。すると担当ケースワーカーは、「(あんたが得するののかに対し)そうです」と答えたのです。受給者のことではなく、自分の事ばかり考えて、妻の葬儀に必要な費用に関して、いい加減な対応する担当ケースワーカーの言動に請求人は激高し、もうどうにでもなれと思って、申請書を破り捨ててその場を立ち去りました。

#### 4 市の対応（E係長）

請求人は、申請書を破り捨てた件をCさんや市議員に説明したところ、それではいけないということで、平成28年8月29日、再度、3人で処分庁に行きました。今度は、E係長が対応しました。

請求人は、これまでの経緯を説明しましたが、何度も同じ話をしてくたびれてしまいました。担当ケースワーカーの交代を求めても、応じてくれませんでした。しかし、これ以上、言っても仕方ないと思い、この日、申請書に必要事項を記載して、葬祭扶助費の申請書を提出しました。

#### 第4 現在の状況

- 1 請求人の葬祭扶助費の申請は却下されました。請求人は、今までやってきたことが無駄に終わったことに落胆しました。そんな中、担当ケースワーカーは、請求人に対し、妻が亡くなったので、家賃の安い借家に引っ越すよう言ってきました。

役所は、受給者に対し、あれせい、これせいと次々に求めてきて、請求人のように学のない人間はチンプンカンプンです。受給者の義務ばかり言われ、受給者の権利については何も説明もありませんし、ことあるごとに不正していないかという目で見られます。請求人は、今回のことで心身ともに疲れ果ててしまいました。

- 2 請求人のように、福祉制度を理解できないために権利が使えていない人間はたくさんいると思います。受給者の権利が適切に行使できるよう、義務だけでなく権利も説明することが、福祉行政の在り方なのではないでしょうか。

- (3) 審理員が、平成29年6月22日に受理した請求人の再反論書には次の趣旨の記載がある。

ア 請求人は、読経料を除外して葬祭扶助費を申請していること

- (ア) 処分庁は、小山進次郎氏の書籍を引用し、読経料が葬祭扶助費に含まれる旨主張する。確かに、同書には、読経料が葬祭扶助費に含まれる旨の記載がある。

しかし、同書は、あくまで、読経料を含む葬祭扶助費の申請があった場合、それが「その他葬祭のために必要なもの」に含まれるとの解釈を示したものに過ぎない。

つまり、法第18条第1項は、「葬祭扶助費は・・・左に掲げる事項の範囲内において行われる」と定め、葬祭扶助費の支給項目の限界を示しており、小山氏の解説は、読経料がその範囲内であることを示したものに過ぎない。

(イ) ところで、本件は、葬祭扶助費の支給申請者以外の者が読経料を支払っていたため、葬祭扶助費の支給申請に、読経料が含まれていない事案である。小山氏の解説と前提を異にしている。

つまり、請求人が問題としている点は、請求人が支給を求めなかった葬儀費用（本件では読経料）を、申請を受けていない処分庁が、読経料を含めた葬祭扶助費の支給申請があったものとして処分をすることは、申請主義（法第7条参照。）に反し許されないという点である。

(ウ) 処分庁は、小山氏の書籍を引用して、読経料が葬祭扶助費に含まれると主張しているが、それは読経料も含めた葬祭扶助費の申請があったことを前提とし、その場合には、法律上、支給対象に含まれるとする記述であって、本件での引用することは誤りである。

#### イ 恣意的な判断が行われていること

(ア) 処分庁は、死後処置料を葬祭扶助費に含めて計算していないが、これは、本来的に、葬祭扶助費の支給対象である（法第18条第1項第4号）。

しかし、処分庁は、葬祭扶助費合計額を算定するにあたり、同料を含めておらず、葬祭扶助費の上限額超過を判断するにあたり、処分庁はその算定費目の取舍選択を法律に基づかずに行っている。

(イ) 他方で、請求人が申請をしていない読経料を葬祭扶助費の金額に含めて計算しており、費用の計上の基準が恣意的に行われている。

#### ウ 保護台帳は信用できないこと

(ア) 処分庁は、保護台帳が事実に基づき記載したものであること、作成日は担当者が作成日に作成した旨主張している。しかし、保護台帳は、プリンターで印字されたものであり、その記載からは作成年月日の真正担保されない。後日まとめて入力し印字することが可能だからである。

(イ) また、提出された保護台帳は印字されたすぐ下に押印がなされている。これによれば、印字した後に直ちに押印し、その押印のすぐ下から再び印字することになる。用紙の途中から、正確に印字を行うことは手間のかかる作業であって、日々の業務の中でこのような作業をしているとは考えられない。

(ウ) そもそも、保護台帳は、ケースワーカーが一方的に作成した書類であり、受給者との間のトラブルに関しては、その信用性の判断は慎重にする必要がある。受給者との間で、トラブルが生じた際、ケースワーカーが自己に不利なことを保護台帳に記載することは考えられないからである。

特に、本件では、葬祭扶助費の支給額について、請求人に対し、ケースワーカーが説明している旨の記載がたびたび出てくる。しかし、いずれも、「～という旨」説明したと結論を抽象的に記載しかなされていない。請求人が具体的にどのような質問、疑問を持ったのか、これに対し、ケースワーカーが、具体的にどのような言葉で説明をしたのか、具体的な内容が一切記録されていない。

再弁明書において「葬祭扶助費の範囲内で僧侶の読経料を支払うのは事実上困難」との助言をしたと、ケースワーカーの説明内容がはじめて明らかにされた。上記助言の具体的な文言は、依然として不明であるが、「お坊さんと呼ばれたらダメだ」と言われたとの請求人の主張は、ケースワーカーの認識では「葬祭扶助費の範囲内で僧侶の読経料を支払うのは事実上困難」との助言の具体的な言葉に対応するものと思われる。その意味で、ケースワーカーの具体的な説明文言の記載等が保護台帳の信用性判断に不可欠であるが、保護台帳にはこうした記載が一切なく、信用することができない。

(エ) そもそも、請求人が、ケースワーカーに対し、同じことを何度も質問しているということは、従前のケースワーカーの回答が不適切であったことを示すものである。しかし、ケースワーカーが、請求人が理解できるよう回答内容をわかりやすく説明する等、請求人の疑問に答える努力をした形跡は全く見られない。むしろ、「～旨」説明という同一文言ばかりが記載され、ケースワーカーは、請求人が理解できない言葉を繰り返すだけの説明に終始したことを伺わせるものである。

したがって、証拠上、ケースワーカーが、請求人に対し、十分な説明を行ったということとはできない。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

平成28年9月13日付けで、処分庁が請求人に対して通知した本件決定通知書には、「同年8月29日付であなたから申請のあった葬祭扶助を却下したので通知します。」との記載があり、また、「1 却下した保護の種類' 葬祭扶助 処分庁で確認した葬祭費用合計額 313,820円

市営葬儀使用料	61,260円	告別式場使用料	8,600円
遺影写真カラー加工費	8,640円	寝台車料	15,120円

通夜セレモニースタッフ	16,200円	葬儀セレモニースタッフ	16,200円
納棺布団一式	10,800円	生花	21,600円
死亡診断書	5,400円	僧侶	150,000円

## 2 理由

亡妻の葬祭扶助の申請がありましたが、葬祭費用合計額が葬祭扶助基準206,000円を超えており、最低限度の葬祭を行っておりません。平成26年3月31日付、厚生労働省社会・援護局保護課長通知（社援保発0331第2号）に基づき、葬祭扶助はあくまで最低限度の葬祭を行った場合に適用されるものであり、高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取扱いは認められないため。」との記載がある。

## 2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年1月20日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

### ア 事件の表示

請求人が、平成28年12月7日に提出した、法に基づく平成28年9月13日付けで処分庁が行った本件決定についての審査請求。

### イ 弁明の主旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

### ウ 審査請求書記載事実の認否

(ア) 「請求人は、妻が入院した平成27年12月中旬頃」から「担当ケースワーカーに対し、葬儀費用について、相談した」までの記述については認める。

「すると、担当ケースワーカーは、請求人に対し、葬儀をあげることなく」から「その火葬費用は生活保護費から出る旨の誤った説明した」については争う。

「請求人は、生活保護受給者であるがゆえに葬儀が一切行えないとする上記説明はおかしげと考え」については不知。

「葬祭扶助費として、約20万円は出るのではないかと尋ねたところ」から「葬祭扶助の基準額を超えた葬儀を行った場合でも、葬祭扶助費は、上限額まで支給される旨教示した」までの記述については争う。

「そのため、請求人は、後日支給される葬祭扶助を支払いに充てる前提で、

妻の葬儀をあげることとした」については不知。

(イ) 前記1 請求人の主張の(1)のイの(イ)のbの記述については、「その総額は、次のとおり、合計334,820円である」については争う。その余は認める。

(ウ) 「請求人は、平成28年8月5日妻が亡くなったことを、担当ケースワーカーに伝え」については認める。

「基準の範囲内での葬祭扶助費の支給を求めたところ」については否認する。「担当ケースワーカーからは、葬儀の手続きは自分(請求人)であると言われた」については認める。

「そこで、請求人は、担当ケースワーカーの指示に従い、自ら市営葬儀の使用許可を申請し、B社に葬儀の手配を依頼した」については不知。

(エ) 「請求人は、葬祭扶助の支給を受けるためには書面による申請が必要とは知らず、担当ケースワーカーからも書面による申請が必要であるとの説明を受けなかったことから」については否認する。

「既に口頭で葬祭扶助費の支給の申請をしていたものと思っていた」については不知。

「しかし、処分庁から、申請書を記載して提出するよう求められたことから」から「しかし、平成28年9月13日付けで本件申請は却下された」までの記述については認める。

## エ 事実の経過

平成28年8月5日

請求人から電話連絡。

本日、妻が亡くなったと報告があった。葬祭については、請求人が喪主として市営葬儀を執り行う。葬祭の内容としては、第5告別式場を使用、遺影写真を使用、お坊さんは高すぎるので依頼しない、花代等は親族で出し合うと話した。

請求人に対して、法の葬祭扶助について、特に葬祭費用が基準額を超える場合は、葬祭扶助の適用はできない旨を説明した。

同日

請求人から電話連絡。

請求人、「葬祭扶助を申請したい。お坊さん呼びたい等」主張が二転三転するため、請求人に対し、葬祭扶助の申請は可能であるが、葬祭扶助はあくまで最低

限度の葬祭を行った場合に適用されるものであることから、葬祭扶助基準額を超える高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取扱は認められないことを繰り返し説明した。

請求人、葬祭扶助について納得し、「生活保護費のやり繰りで葬祭費用を支払います。」と話した。

平成28年8月25日

請求人、支援団体C氏、市議会議員が来所。

請求人から、葬儀に係る資料として、市営葬儀使用許可書、葬儀業者の葬儀代金領収書及び請求明細、妻の入院費領収書及び診療明細書、市営葬儀使用料及び告別式場使用料の分納誓約書の提出があった。

請求人、C氏、市議会議員に対して、法の葬祭扶助について、特に葬祭費用が基準額を超える場合は、葬祭扶助の適用はできない旨を説明した。

請求人、「葬祭扶助を申請したい。」と話したため、葬祭扶助申請書を請求人に手渡した。

同日

請求人が葬祭を依頼した葬祭業者B社に電話連絡。

請求人が執り行った葬祭内容を問い合わせたところ、同月6日にお通夜、同月7日に告別式を執り行った。式場は当市の第5告別式場を使用し、当市F寺のお坊さんに読経を依頼していたと確認した。

同日

請求人に電話連絡。

葬祭内容を聴取したところ、お坊さんに読経を依頼し、係る費用は15万円であったが、妻の姉からお金を借りて支払ったこと、花代は親族で支払ったことを確認した。

平成28年8月26日

請求人が来所。

葬祭内容について改めて聴取したところ、お坊さんに係る費用は15万円の間違いなく、葬祭費用総額は葬祭扶助基準額を超える高額な葬祭費用であることを確認した。

請求人に対して、葬祭扶助費の適用はできない旨を説明した。

請求人、「市営葬儀使用許可書に記載されている納付額だけ申請したい。支援団体から申請できると説明を受けた。」と話す。請求人に対して、改めて法の葬祭扶

助について説明したところ、請求人、「もういい。申請しない。」と話し席を立ったため、市営葬儀使用許可書に記載されている納付額について、当市課と2分割で分納すると誓約しているが、さらに分割を相談してはと助言したが、請求人、「もういい。」と話し退所した。

平成28年8月29日

請求人、支援団体C氏、市議会議員が来所。請求人から、葬祭扶助申請書の提出があった。

平成28年8月30日

ケース診断会議を開催。

請求人の葬祭扶助申請について、どう取り扱うかについて協議した。葬祭費用総額が葬祭扶助基準額を超えており、最低限度の葬祭を行っていないこと、葬祭扶助はあくまで、最低限度の葬祭を行った場合に適用されるものであり、高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取扱いは認められないため、本件申請を却下すると決定した。

平成28年9月13日

請求人に電話連絡。

本件申請について却下することを決定したと説明した。

請求人に対して、直接会って却下について説明したい旨を伝えたが、請求人「決定したのであれば説明はいらない。」と話した。請求人には、本件決定通知書を配達証明で郵送すると伝えた。

平成28年9月16日

請求人宅訪問 請求人と面談。

配達証明で郵送した本件決定通知書を受け取れたか聴取したところ、不在票があるが再配達の手方が分からないと話したため、再配達依頼の手続きを行った。請求人には、本日中に届くため、必ず受け取るように伝えた。請求人、「葬祭扶助について、前から教えて欲しかった。」と話した。請求人に対して、法の葬祭扶助について何度も説明していたことを伝えた。

オ 本件審査請求に対する意見

(ア) 法第4条は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし



て行われる。」と定め、同条第2項には「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。

また、法第8条は、「保護は、厚生労働大臣が定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

さらに、法第18条は、「葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、同条において第1号「検案」、第2号「死体の運搬」、第3号「火葬又は埋葬」、第4号「納骨その他葬祭のために必要なもの」と定めている。

(イ) そして、告示別表第8は、葬祭扶助基準について、処分庁が含まれる1級地の大人の基準額を206,000円以内と規定している。

(ウ) 葬祭扶助の支給に当たっては、保護課長通知に詳細が規定されており、2-(2)において「葬祭扶助費は、その他の扶助費と同様に、支給に当たって、保護の補足性の原理、基準及び程度の原則を踏まえて対応する必要がある。」とし、葬祭扶助費の支給に当たっては、2-(2)-アにおいて「葬祭扶助費は、葬祭に要する費用が、告示別表第8葬祭基準並びに局長通知第7の9の(1)から(4)までの範囲内である場合に限って、死亡した被保護者の遺留金品を充当してもなお不足する費用について、支給するものであること。」と定めている。

(エ) 本件決定に当たっては、請求人が提出した葬祭扶助申請書では触れられていなかったが、処分庁で調査した結果、「エ 事実の経過」で記載のとおり葬祭費用の合計額は313,820円（請求人の主張によると死後処理料を含めた334,820円）であったことが認められ、「保護課長通知」2-(2)-アで規定する葬祭扶助基準並びに局長通知第7の9の(1)から(4)までの範囲を超えることは明らかである。

(オ) なお、請求人は葬祭費の算定に当たって、法第18条の第1号から第4号に「宗教者への謝礼」が規定されていないことをもって「僧侶150,000円」を除外し、葬祭費目のみで算定すべきと主張しているが、葬祭費用とは、葬祭に係る全ての費用と考えるのが自然であり、当該費用を葬祭費用から除外する主張を採用することはできないし、このような主張は法第4条が定める保護の補足性の原理を大きく逸脱する解釈である。

(カ) 請求人が提出した審査請求書「(ウ) 原処分 of 違法性 b」に記載されている「高額な葬祭費用」について、請求人は、「一般的な水準を大きく超えること。最低限度の葬祭扶助基準をわずかに超えることは高額とはいえない。」と主張しているが、「高額な葬祭費用」とは、「保護課長通知」2-(2)-アで規定する最低限度の葬祭を行った場合に適用されるものであると定めており、葬祭扶助基準を超える葬祭費用を「高額な葬祭費用」と考えるのが自然であり、「一般的な水準を大きく超えること。最低限度の葬祭扶助基準をわずかに超えることは高額とはいえない。」と解釈することは誤りである。

なお、本市では、昭和28年から簡素・厳粛を旨とし、安くて安心な市営葬儀を行っており、市営葬儀は死亡者が本市の住民基本台帳に記録されているかた、もしくは、喪主が本市の住民基本台帳に記録されているかたで本市の区域内で葬儀を執行するかたが利用することができ、他市等に比べ安価で葬祭を行うことができるうえ、死亡者が生活保護受給者であれば、さらに減免制度が適用となり、通常の市営葬儀費用に対して約7割の金額で市営葬儀を行うことができる。

そのため、現在に至るまで、葬祭扶助の適用を検討した事例で葬祭扶助基準を超える事例はない。

(キ) 請求人が提出した審査請求書「(ウ) 原処分 of 違法性 c-(a)」に記載されている葬祭扶助費の上限額について、処分庁206,000円と算定したことは誤りであり、正しくは、火葬料金600円を超える5,100円を加算し、211,100円が葬祭扶助の上限額であると訂正する。

(ク) 請求人が提出した審査請求書「(ウ) 原処分 of 違法性 c-(a)」において、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額「13,710円」を超えるときは、20,300円から13,710円を控除した金額である6,590円の範囲内において、葬祭扶助の基準額を超える額を基準額に加算すると記載されているが、正しくは、「15,290円」を超えるときはであり、請求人が提出した請求明細にある寝台車14,000円は「15,290円」を超えていないため、そもそも基準額に加算する必要はないものである。

また、「(ウ) 原処分 of 違法性 c-(b)」において、火葬又は埋葬並びに納骨その他「埋葬」のために必要なものと記載されているが、正しくは「葬祭」であるため訂正しておく。

(ケ) 上記のとおり、本件決定に何ら違法・不当な点はなく、本件審査請求の棄却を求めるものである。

(2) 審理員が平成29年6月6日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 反論書に対する認否

(ア) アについて

(ア) については、争う。平成29年1月18日付けにて提出した弁明書記載のとおり、請求人が主張する事実は一切ない。

(イ) のaについては、請求人が読経料を申請していないことについては認める。その余については、知らないし否認。

(イ) のbについては、第1段落については不知。第2段落については、請求人が提出した本件申請書に葬儀費用を一切記入しなかったことは認め、その余については、争う。

(イ) のcについては、争う。

(イ) イについて

(ア) については、おおむね認める。

(イ) についてaについては認めるが、その余については争う。請求人は、読経料が法第18条第1項各号に該当しないと主張しているが、このような主張は全く採用することができない。この点、法の制定に携わった元厚生省社会局保護課長の小山進次郎氏が執筆した「改訂増補生活保護法の解釈と運用（昭和26年12月15日改訂版再発行・平成4年3月30日復刻版発行）」では「第8節 葬祭扶助」において「【解釈】(四) その他葬祭のために必要なもの」として、「前述の死亡診断（死産証明を含む。）の外、棺、骨壺、位牌、祭壇、読経等が含まれる。」と説明しており、読経料が法第18条第1項第4号に定める「納骨その他葬祭のために必要なもの」に該当することは明らかである。

(ウ) ウについて

争う。

(エ) エについて

争う。

(オ) オについて

争う。葬祭費用とは、葬祭に係る全ての費用と考えるのが自然である。請求人は喪服を例に挙げ葬祭扶助云々と主張しているが、そもそも礼服は冠婚葬祭に必要な被服であり生活扶助の範囲内で購入・更新すべきもので、読経料と同列に扱うことはできない。

イ 聴取報告書に対する認否

(ア) 第1について

1については、認める。

2については、争う。担当員は請求人に対し、葬祭扶助の上限を超える高額な葬祭費用に対して葬祭扶助の支給限度額を適用する取り扱いは認められないと説明している。3については、妻が平成28年8月5日に亡くなったことは認め、その余については不知。

(イ) 第2について

1については、争う。葬祭扶助の支給基準については適切に説明しており、「病院から火葬場に直接行って埋葬すれば生活保護費は出るが、それ以外は出ない」などと言っていない。また、「お坊さんと呼んだらダメだ。」なども言っていない。葬祭扶助の範囲内で僧侶の読経料を支払うのは事実上困難との助言はしたが、扶養義務者からの援助等で葬祭を行うにあたり、僧侶に読経を依頼することを否定するものではない。

さらに、葬祭扶助の上限を超える高額な葬祭費用に対して葬祭扶助の支給限度額を支給するという説明はしていない。

2については、第1段落については不知。第2段落については、請求人から上司に代わるよう要求があったが、担当員が話を聞くと説明したことは認める。第3段落については、争う。平成28年8月5日に、請求人から葬祭扶助の申請はなかった。

3及び4については、不知。

(ウ) 第3について

1については、平成29年8月29日に大阪府社会援護課の担当者から処分庁に問合せの電話があったことを認め、その余については、不知。

2については、第1段落については認める。第2段落については争う。葬祭扶助の支給に当たっては、保護課長通知に基づき支給されると、同通知を示し説明している。第3段落については、不知。第4段落中、「請求人からの申請がなかつ

たので、生活扶助費を支給していないとも説明した」については、争う。そのような説明はしていない。「妻が亡くなった平成28年8月5日」以下「請求人の申請を受け付けなかったのです。」までは争う。葬祭扶助の申請はいつでもできる旨説明しており、申請を受け付けないなどという事実はない。第5段落中、「請求人にはわかりません。」までは争う。葬祭扶助については十分説明しており、請求人に対し、葬祭扶助を申請するかどうか何度も念押しし、確認している。

3については、争う。ケース記録は担当員が請求人との面談内容や生活保護費支給の根拠等を事実に基づき記載したものである。当然ながら、作成日は、ケース記録の左端に記載しており、作成者は当然ながら担当員であり、押印もしている。

4については、請求人が「市役所の対応の[ ]課に行きました。」については争う。請求人が居たのは市役所本館4階の議員控室である。対応したのがE係長であったことはおおむね認めるが、正しくは[ ]係長である(当時)。E[ ]係長が対応することになった経緯は、執務室にいたE[ ]係長に市議会議員から電話連絡があり、聞きたいことがあるから議員控室に来てほしいとの依頼があり、これに応じたためである。

「請求人は、これまでの経緯を説明しましたが、」から「応じてくれませんでした。」までは争う。請求人がE[ ]係長に説明したわけではなく、支援団体C氏がE[ ]係長に対し、担当員が葬祭扶助の支給範囲内にもかかわらず高額だから支給しないという違法な指導をしていると主張するので、E[ ]係長が請求人、C氏及び市議会議員に葬祭扶助の上限を超えていると聞いていると説明したのである。なお、C氏がなおも葬祭に要した費用は葬祭扶助の範囲内と主張するのでその内訳を聞くと読経料が含まれていなかったことで、読経料15万円がかかっていることを指摘したところ、C氏も市議会議員も請求人から聞いていなかったのか驚いた様子であった。そこで、E[ ]係長は請求人に、担当員から葬祭扶助支給上限額を超えると葬祭扶助の支給ができない旨聞いていたのかと確認したところ、請求人はこれを認めた上で担当員の説明が悪いと言い、担当員の交代を求めたので、E[ ]係長はそれには応じられない旨説明したのである。

なお、E[ ]係長は担当員の行政庁としての上司であるが担当員の査察指導員ではなく、中間決裁権者である。そのため、担当員が担当する被保護世帯の援助方針等を個別具体的に指導・助言する関係ではなく、主に担当員から回付されるケース記録を決裁することで現況を確認している。請求人は、前記1の(2)のエの(ウ)にて、ケース記録は信用することができないと主張しているが、当時、ケース記録が正しく決裁されていたことは明らかである。

この日、申請書に必要事項を記載して、葬祭扶助費の申請書を提出したことは、おおむね認めるが、請求人は、本来記載すべき「葬祭のために必要な金額」欄を

記載しなかったことを付け加えておく。

なお、前段の説明については議員控室であったが、申請書の提出については、処分庁に来所した上で行っている。また、対応したのは[ ]係長ではなく、担当員である。

(エ) 第4について

1について、第1段落については葬祭扶助の申請を却下したことは認める。請求人が落胆したことは不知。以下についてはおおむね認めるが、妻が死亡したことにより住宅扶助の支給基準が単身世帯（上限39,000円）となることを説明し、基準内の物件に転居する意思を確認したというのが正しい。第2段落については争う。処分庁は請求人に対し、法の趣旨も生活保護受給者の権利も義務も説明している。

2については、争う。

ウ 処分庁の主張

処分庁の主張については、弁明書記載のとおりである。

これに対し、請求人は、おおむね、①担当員が葬祭扶助の上限を超える葬儀費用を支出した場合でも基準額相当の葬祭扶助が支給されると説明した、②読経料は葬祭費用の中に含まれない、と主張し、本件決定を違法と主張しているが、①については弁明書に記載のとおり、そもそもそのような事実はない。請求人自身も本件申請時にそのような主張はしていない。弁明書、添付書類として提出した「ケース記録」及び「イ聴取報告書に対する認否」にも記載のとおり、平成28年8月25日にD査察指導員、同月29日にE[ ]係長（いずれも当時）が市議会議員、支援団体C氏同席のもと対応しているが、請求人からこのような主張はなかった。

②については、「ア 反論書に対する認否」に記載のとおり、読経料が法第18条第1項各号に定める支給対象外という主張は採用することができない。また、読経料を妻の姉が支払ったことをもって葬祭扶助の申請に読経料が含まれていないと主張するが、これもまた採用することができない。葬祭扶助もその他の扶助と同様に、支給に当たって、保護の補足性の原理、基準及び程度の原則を踏まえて対応する必要があることは、弁明書で主張したとおりである。本件申請に当てはめれば、葬祭に要した費用のうち、読経料に相当する15万円を扶養義務者からの援助で賄ったということである。もし、請求人の主張するとおり、本件申請に読経料を含めていないのであれば、葬祭に要した費用も扶養義務者からの援助も正しく申告していないため、やはり却下せざるを得ない。

以上のとおり、請求人の反論等にはいずれも正当な理由がないことから、弁明書記載のとおり本件決定に何ら違法性はなく、不当でもない。

エ 求釈明事項

請求人が開示を求める事項は、少なくとも本件審査請求の適否と一切関係ない事情であり、証拠として開示する必要はないものと思料する。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成27年12月25日付けのケース記録票には、「請求人、来所。妻、意識を取り戻し、いったん安定したと。年末年始は大丈夫そうだと。年末年始は担当員と連絡も取れなくなるため、念のため事前に[ ]課等に葬儀の件は相談してみるように伝えた。」との記載がある。

イ 平成28年8月25日に処分庁が受理した市営葬儀使用許可書には、「納付額合計61,260円」、斎場（告別式場等）使用申込書には「使用料納付額8,600円」との記載がある。

ウ 平成28年8月25日に処分庁が受理したB社の領収書には、「領収金額88,560円」との記載があり、請求明細として、「遺影写真カラー加工費8,000円、寝台車（病院～斎場）14,000円、通夜セレモニースタッフ15,000円、葬儀セレモニースタッフ15,000円、納棺布団一式10,000円、生花B（親族一同）20,000円、本体金額82,000円、消費税額6,560円、合計金額88,560円、請求総額88,560円」との記載がある。

エ 平成28年8月25日に処分庁が受理したA病院の入院費領収書の診療明細書には、「死亡診断書5,400円」との記載がある。

オ 平成28年8月29日に処分庁が受理した本件申請書の葬祭のため必要な金額の欄は空欄である。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用する

ことを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と定めている。

- (2) 法第7条は、「申請保護の原則」について規定しており、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができる。」と定めている。

法の制定に携わった元厚生省社会局保護課長の小山進次郎氏が執筆した「改訂増補生活保護法の解釈と運用（昭和26年12月15日改訂再版発行）」では「第1節 申請保護の原則」において「【運用】二（二）（3）申請書中に補正すべき箇所があるときは、その旨申請者に通知して補正の機会を与えなければならない。（以下略）」と説明している。

- (3) 法第8条は、「保護の基準及び程度の原則」について規定しており、第1項において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」と定めている。これを受けて、告示が定められている。

- (4) 法第18条は、「葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。1 検案、2 死体の運搬、3 火葬又は埋葬、4 納骨その他葬祭のために必要なもの」とし、第2項において「左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。1 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。2 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。」と定めている。

また、上記第4号の「その他葬祭のために必要なもの」には、「死亡診断（中略）の外、棺、骨壺、位牌、祭壇、読経等が含まれる。」と解されている。

- (5) 告示において、処分庁管内の葬祭扶助は、1 基準額として、大人206,000円、また、葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、当該超える額600円を基準額に加算する等と定めている。

- (6) 保護課長通知において、「葬祭扶助費は、その他の扶助費と同様に、支給に当たって、保護の補足性の原理、基準及び程度の原則を踏まえて対応する必要がある。そのため、



葬祭扶助費の支給に当たっては、以下の事項に十分留意のうえ、適正な支給を行うこと。ア 葬祭扶助費は、葬祭に要する費用が、告示別表第8 葬祭扶助基準並びに局長通知第7の9の(1)から(4)までの範囲内である場合に限り、死亡した被保護者の遺留金品を充当してもなお不足する費用について、支給するものであること。なお、葬祭扶助はあくまで最低限度の葬祭を行った場合に適用されるものであることから、高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取扱いは認められないので留意すること。」と記している。

## 2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申

### (1) 審理員意見書の要旨

#### ア 結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### イ 理由の要旨

(ア) 本件についてみると、処分庁は、本件申請について、僧侶代を含む313,820円は、前記1の(5)の葬祭扶助額を上回っており、前記1の(6)の「高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取扱いは認められない」とする保護課長通知を踏まえ、本件決定を行ったことが認められる。

(イ) 請求人は、担当ケースワーカーは葬祭扶助の基準額を超える場合でも基準額である約20万円は支給される旨を請求人に対し説明していたこと、また、読経料は法第18条第1項各号のいずれにも該当せず葬祭扶助費の支給対象外であり、まして、本件においては、請求人以外の者が読経料を支払っており、処分庁が読経料を含めた葬祭扶助費の支給申請があったものとして本件決定をしたことは、法第7条の申請主義に反し許されない旨主張する。

これに対し、処分庁は、前記2 処分庁の主張の(1)のとおり、約20万円を超える高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取扱いは認められないと説明していた旨主張し、双方の間で争いがあるものの、前記1 請求人の主張の(2) 反論書の聴取報告書の第2の2に「ケースワーカーからお坊さんと呼んではいけない。ケースワーカーはお坊さんと呼ぶ場合には葬儀代は出せないと言った」という主張を踏まえると、その表現の是非はともかくとして、請求人は、処分庁から僧侶を呼んだ葬祭は葬祭扶助の対象外にあるとの説明を受けていたといわざるを得ない。

そして、この読経料について、請求人の主張するとおり、仮に、妻の姉が負

担したものとしても、前記1の(4)のとおり、その他葬祭のために必要なもののなかに読経等が含まれると解されていることから、読経と葬祭は一体的なものであり、葬祭にかかった費用に読経料を含むとした処分庁の判断に一定合理性が認められる。

よって、前記1の(6)のとおり、葬祭扶助はあくまで最低限度の葬祭を行った場合に適用されるものであることから、高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取扱いは認められないとされている中、処分庁が、本件申請は葬祭扶助基準を超えているとして却下した本件決定に違法又は不当な点があるとまでは認められない。

## (2) 大阪府行政不服審査会第3部会答申の要旨

### ア 結論

本件審査請求は、認容すべきである。

### イ 理由の要旨

(ア) 本件記録によれば、平成28年8月25日、処分庁は請求人から葬儀関係資料を受領した後、B社に架電して妻の葬儀内容について問い合わせ、葬儀で僧侶による読経があったこと等を確認した。後刻、請求人に架電し、僧侶に係る費用(以下「読経料」という。)15万円はその親族が支払ったことを確認した。そこで、処分庁は、葬儀費用合計額を313,820円(読経料150,000円を含む。)と認定し、同合計額が葬祭扶助の基準額である206,000円を超え、保護課長通知に依拠し、高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取扱いは認められないことを理由に、本件申請を却下したことが認められる。

(イ) まず、第一に、請求人が本件申請で読経料につき葬祭扶助の支給を求めているにもかかわらず、処分庁が本件決定にあたって読経料を含めて葬儀費用合計額を313,820円として認定した根拠は、葬儀費用とは葬祭に係るすべての費用であり、これには読経料が含まれるという見解によるものである(小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』(昭和26年12月15日改訂再版発行)285頁参照)。しかしながら、葬祭は信仰する宗教や地域の慣習等に応じて様々な内容・方法のものがみられ、そもそも法18条1項4号が「納骨その他葬祭のために必要なもの」として、葬祭の内容・方法等に関して厳密に規定していないのは、以上のような多様性を含意するものと解される(小山・前掲書も「読経」を例示したにすぎないとみるのが相当である)。その上、葬祭の内容・方法等に関

する個人の信条・価値観は家族構成や生活様式・文化等の変化とともに多様化しており、少なくとも今日では読経と葬祭は一体的なものであると一概に言うことはできない。それにもかかわらず処分庁が請求人の申請意思に反して読経と葬祭を一体とみなし、読経料が葬祭費用に含まれると認定した上で、葬祭扶助はあくまで最低限度の葬祭を行った場合に適用されるという理由でこれを一切支給しない本件決定をするのであれば、本件で読経料が葬祭費用に含まれなければならないとする根拠を積極的に明示することが要求される。しかし処分庁は、上記見解を引用するほかは、「葬祭費用とは、葬祭に係る全ての費用と考えるのが自然」であるという独自の見解を述べるにとどまり、その判断の合理性を支える根拠を明らかにしていない。

(ウ) 次に、処分庁が本件決定をした理由は、読経料は親族がこれを支払い、請求人はこれについて葬祭扶助を申請していないにせよ、「高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取扱いは認められない」から、葬祭扶助費を一切支給できないという点にある。処分庁はその根拠として保護課長通知のほか、法4条の補足性の要件を挙げるので、この点について言及する。

そもそも法4条は、その文理上、生活に困窮する者がその利用し得る資産等を活用することを要件として保護が行われることを定めたものであり、同条から、保護受給者が葬祭扶助の基準額を超える費用の葬祭を行った場合はすべて法の保障の対象外であるという結論を導くことには疑義が残る。また、保護受給者は一定の範囲で預貯金を保有することが判例上認められており、また香典など葬祭に際して贈与される金銭は次官通知等により収入認定されない取り扱いであることに鑑みると、保護受給者の行った葬祭の費用が結果的に葬祭扶助の基準額を一定額を超えることになり、その分を預貯金や香典その他贈与金で賄った場合に、その葬祭は最低限度の葬祭に当たらないという理由で葬祭扶助費を一切支給しないという解釈が合理性を有するとはいえない。

(エ) 以上の観点に立って本件について判断すると、平成28年8月25日に請求人が処分庁に提出した葬儀関係資料等によれば、本件申請により求めた葬祭扶助費の中には読経料は含まれておらず、また、現実に請求人が読経料を負担しているわけでもない。現に請求人が支出した葬祭費用の合計額は葬祭扶助の基準額を下回っている。したがって、請求人の行った葬祭は、保護課長通知のいう葬祭扶助費の支給限度額を適用する取り扱いが認められない「高額な葬祭費用」には該当しないと解される。

(オ) 以上より、請求人の申請意思に反して読経料を葬祭費用に含めて葬祭扶助を申

請したものとみなし、葬祭費用合計額が葬祭扶助基準額を超えて最低限度の葬祭を行っていないことを理由に、本件申請を却下した本件決定は違法であり、取り消されるべきである。したがって本件審査請求は認容されるべきである。

### 3 本件決定について

- (1) 本件についてみると、処分庁は、本件申請について、僧侶代（読経料）を含む 313,820円は、前記1の(5)の葬祭扶助基準額を上回っており、前記1の(6)の「高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取扱いは認められない」とする保護課長通知を踏まえ、本件決定を行ったことが認められる。
- (2) 読経料は、前記1の(4)のとおり葬祭扶助の対象となる「納骨その他葬祭のために必要なもの」に含まれると解されているが、信仰する宗教や地域の慣習等に応じて様々な内容・方法の葬儀が営まれていることに鑑み、読経料を葬祭費用に含めるか否かについては見解の相違がある。
- (3) なお、前記2の(2)のイの(ウ)において審査会から疑義が呈されたところではあるが、前記1の(6)の保護課長通知は、生活保護制度の解釈運用の権限を有する厚生労働省から発出されたものであることから、葬祭扶助は、葬祭に要する費用が基準額の範囲内である場合、すなわち、最低限度の葬祭をする場合に限り、死亡した被保護者の遺留金品を充当してもなお不足する費用について支給するものと解さざるを得ない。
- (4) 前記(2)のとおり、葬祭費用に含めるか否かについては、見解の相違があるところであるが、本件については、そもそも処分庁は、平成28年8月29日に本件申請書を受理しているが、その金額欄に葬祭費用の内訳や金額を記入していないまま受付をしている。

この点について、審理員から処分庁に対し「申請額が空白になっているが補正を求めたか」と質問したところ、処分庁は、「申請書の提出があつて以降は補正を求めている。理由としては、申請書の記載方法については、D指導員同席のもと、また、支援団体C氏、市議会議員同席で説明しているが、請求人は申請書の「葬祭のために必要な金額」欄を空白で提出したため、請求人は申請書の書き方が分からないのではなく、申請書に金額を記載しないことも含めて請求人の意思であり、補正を求めて従わせることは困難と判断したためである。」と回答している。

このことから、処分庁は、請求人の補正する意思の有無について確認の手続を経ることなく、処分庁の判断で申請したものとみなし、本件申請を却下したことが認めら

れる。

(5) 以上より、請求人に対し補正を求めることなく本件決定を行った点において、前記1の(2)の申請保護の原則に反し、違法又は不当といわざるを得ず、本件決定の取り消しは免れない。

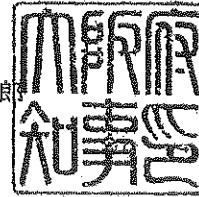
(6) なお、請求人は、処分庁が葬祭扶助基準額を誤解していた旨主張し、処分庁もその誤りを認めている(前記2 処分庁の主張(1)のオの(キ))。これについて、本件判断に影響するものではないが、処分庁は、今後、基準額についてより適切な表記を行うことを求める旨付言する。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年9月13日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、

上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

